



# 島根県報

令和2年12月11日（金）

第 166 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (水 産 課) 2

### 【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定 (高齢者福祉課) 2

配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障がい福祉課) 3

令和2年度定期種畜検査に合格した種畜 (農 畜 産 課) 3

保安林予定森林 (森 林 整 備 課) 4

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正 (水 産 課) 4

### 【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す 5

る者の総数の50分の1及び3分の1の数

不在者投票を行うことができる施設の指定 6

### 【正 誤】

令和2年9月30日付け島根県報号外第116号中 (農 畜 産 課) 6

## 公布された条例等のあらまし

### ◇水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則（規則第98号）

#### 1 規則の概要

- (1) 水産業協同組合法及び漁業法の改正に伴う引用する条項及び規定の整理
- (2) その他規定の整理

#### 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

## 規 則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第98号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成20年島根県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第11条の2第1項」を「第11条の3第1項」に改め、同項第4号中「議決」を「決議」に改め、同項第5号中「第11条の2第3項」を「第11条の3第3項」に改め、同項第6号中「第8条第1項」を「第105条」に改め、同条第2項第2号中「議決」を「決議」に改める。

第4条第1項中「第11条の4第1項」を「第11条の5第1項」に改め、同項第4号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項中「第11条の4第3項」を「第11条の5第3項」に改め、同項第3号中「議決」を「決議」に改める。

第5条中「第11条の5」を「第11条の7」に改める。

第6条第1項第4号及び第2項第3号中「議決」を「決議」に改める。

第7条第1項第2号中「仮理事」を「一時理事又は監事」に改める。

第8条第1項第3号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項第1号中「第53条第1項」を「第53条第2項第2号」に、「作成した財産目録及び貸借対照表」を「公告した貸借対照表及び損益計算書」に改める。

第9条第1項第2号中「議決」を「決議」に改め、同条第2項中「第4項の」を「第4項の規定による」に改める。

第10条第2号並びに第12条第2号及び第3号中「議決」を「決議」に改める。

第13条中「第68条第5項」を「第68条第6項」に、「第91条第5項」を「第91条第6項」に改める。

第14条第1項第6号中「議決」を「決議」に改める。

第15条中「第101条から第109条までの規定による登記を完了」を「第9条第1項の規定により登記を」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第729号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ふじわら眼科クリニック	大田市大田町大田口1181-2	令和2年9月1日

## 島根県告示第730号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社笑FULL	みやちゃん家 第2	浜田市日脚町1011-2	令和2年12月1日

## 2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社笑FULL	みやちゃん家 第2	浜田市日脚町1011-2	令和2年12月1日
株式会社Fromハート	らぼはーと	浜田市朝日町1518 グランディ朝日2F	令和2年12月1日

## 島根県告示第731号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項の規定による令和2年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前（登録・登記番号）	品種	検査成績
21432010001	春本十九（日馬繁32S00020）	馬 日本輓系種	1級
21332010003	花光（日馬繁32S00019）	馬 日本輓系種	2級
22032020001	六月（日馬繁32S00023）	馬 日本輓系種	2級
22032020002	木呂（日馬繁32S00024）	馬 日本輓系種	2級
11346595823	河福秀（全和黒原5671）	牛 黒毛和種	1級
11347749928	平賢桜（全和黒15004）	牛 黒毛和種	2級
11478451479	吉聖2682（全和黒15182）	牛 黒毛和種	1級
11052113694	弘勝（全和16子島黒1163231）	牛	1級

		黒毛和種	
10246282178	旬（全和黑原5685）	牛 黒毛和種	1級
11367245127	勇桜（全和黑原5886）	牛 黒毛和種	2級
11475730324	第2玉鋼（全和黑原5942）	牛 黒毛和種	1級
11490702917	隆福隆（全和黑原6090）	牛 黒毛和種	1級
11378299140	縁（全和黑原6154）	牛 黒毛和種	2級
11567307885	乃木坂（全和黑15589）	牛 黒毛和種	1級

### 島根県告示第732号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡海士町大字御波2079、2080－1、2083－1、2086－1、2102、2103、2105から2108まで、2108－1、2111、2124、2125、2126－1

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字御波2079・2108－1・2124・2125・2126－1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び海士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第733号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月11日

島根県知事 丸 山 達 也

別表第4号資金の項償還期限の欄中「第6条第3項」を「第60条第3項」に改める。

## 附 則

この告示は、令和2年12月11日から施行する。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第51号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和2年12月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |   |          |
|---|----------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 11, 295  |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 160, 792 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |          |
| 松江選挙区   | 55, 850  |
| 浜田選挙区   | 14, 935  |
| 出雲選挙区   | 47, 359  |
| 益田選挙区   | 12, 879  |
| 大田選挙区   | 9, 674   |
| 安来選挙区   | 10, 740  |
| 江津選挙区   | 6, 574   |
| 雲南・飯石選挙区  | 12, 058  |
| 仁多選挙区   | 3, 580   |
| 邑智選挙区   | 5, 211   |
| 鹿足選挙区   | 3, 825   |
| 隠岐選挙区   | 5, 568   |
| 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）     | 160, 792 |

## 島根県選挙管理委員会告示第52号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

令和2年12月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
奥出雲病院介護医療院	仁多郡奥出雲町三成1622番地1	令和2年11月30日

## 正 誤

令和2年9月30日付け島根県報号外第116号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から1	様式第5号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。	様式第4号を削る。 様式第5号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。